

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 用例集

本則関係

「第一条の表中「二、〇八五人」を「二、一二五人」に、「九五二人」を「九二七人」に改める。」の例 1 ページ

「第二条中「二万千八百四十八人」を「二万千八百三十五人」に改める。」の例 1 ページ

附則関係

「この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例 1 ページ

理由関係

「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例 1 ページ

平成三十年十二月
法務省大臣官房司法法制部

万 千 八 百 四 十 八 人」に改める。

【「本則」関係】

①「第一条の表中「二、〇八五人」を「二、一ニ五人」に、「九五二人」を「九ニ七人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）

第一條の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。

②「第二条中「二万八百四十八人」を「二万八百三十五人」に改める。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）

第二条中「二万八百八十三人」を「二

【「附則」関係】

③「この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十四号）

この法律は、平成三十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【「理由」関係】

④「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」の例

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平

成三十年法律第十四号）

平成三十年・第一百九十六回国会提出合本

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、当事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。